

2013年 5月 31日

ブリティッシュ・アメリカン・タバコ・ジャパン労働組合
執行委員長 木之下 幸三

休日出勤ならび深夜勤務の取扱い変更について

組合員の皆さま、日々の多忙な業務の中で組合活動に取り組みを頂きまして、有難う御座います。

ライン連絡で既にお聞き及びと思いますが、6月1日から休日出勤と深夜勤務の取扱いが変更となります。

BATJでは、より良いワークライフバランスを実現させるために休日出勤と深夜勤務を原則禁止として、やむを得ない理由で実施しなければならない場合は直属上司とライン上長の承認が必要となります。

また深夜勤務については事業場外みなし労働の対象外となり、正規の時間外手当が支払われる事となります。

本件はBATJユニオンが取り組んできた超過勤務是正に於いて、4/1みなし労働協定の締結条件として深夜勤務の除外を要求し、勝ち得た成果です。

これまで深夜勤務はみなし労働に含まれていたために、深夜時間割増：25%だけが支給されていましたが、今後は時間外勤務として相応手当：150%が支払われる事となります。

しかしながら、BATJユニオンが目指しているのはワークライフバランスの最適化であり、休日出勤・深夜勤務を容認している訳ではなく、今後も引き続いて超過勤務是正と休日出勤・深夜勤務の削減に注力してまいります。

特に休日出勤については労使合意で原則禁止としていますが、現状では新製品発売週の休日出勤が常態化しており、多数の方々から改善要望を頂いています。

休日出勤・深夜勤務の削減については次年度の主要活動として本年下半期に実態把握を目的とした組織アンケートを予定しており、組合員皆さまのお力添えを御願ひさせて頂きたく、御理解と御協力の程を御願ひ致します。

BATJユニオンは皆さまからのご意見やご要望を承りまして、より良い労働環境を実現させるべく、今後とも執行部一同で尽力させて頂く所存で御座います。

以上